

公募公告

令和8年1月29日

下記請負契約に係る調達参加者を、以下のとおり公募します。なお、本公告は請負契約の適正かつ確実な実施を確保するため、調達参加希望者に対し、その確実な履行を証明する書類等の提出を求めるものです。

記

1. 調達件名

令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負

2. 調達の種類

役務の提供

3. 調達の内容

仕様書による。

4. 調達の予定時期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 履行証明書作成要領等の交付

公募参加希望者は、履行証明書作成要領及び仕様書を必ず参照のこと（本紙3ページ目以降参照）。

6. 履行証明書の提出先

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部

E-mail: KOBOKikaku@gx.go.jp

※ 10(3)を満たす競争参加資格審査結果通知書の写しも1部提出すること。

7. 募集期間及び提出方法

1) 令和8年1月29日（木）から2月19日（木）の17時まで

（平日の受付時間：10時～16時、事前に提出日時の連絡を行うこと。）

2) 適合証明書及び必要書類を各1部を封筒に入れ、提出期限までに持参すること

8. 契約者の決定

適合証明書及び添付資料を提出した者のうち全項目を適合した者の中で、厳正なる審査を行い、当機構と上位企業（2社程度）との間で請負契約を締結する。ただし、同契約後のタクシー利用を確約するものではない。

9. 適合証明書の失効

次の各号の1つに該当する申込は、無効とする。

1) 本公告に示した資格のない者

2) 提出書類に不備があった者

3) 期限までに必要書類を提出先に持参しなかった者

10. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）を保有し、「役務の提供等」における営業品目「運送」を選択し、A、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4)経済産業省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、経済産業省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5)以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6)上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7)『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。
※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>
- (8)上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

11. その他

- (1)調達参加希望者は、履行証明書の提出をもって上記10 (5)及び(6)の規定に該当しないことを誓約し、かつ当省の求めに応じ、調達参加希望者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出すること。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。加えて、提出された書類等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

以上

「令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負」

【履行証明書作成要領】

脱炭素成長型経済構造移行推進機構

履行証明書の作成要領

本履行証明書作成要領は、別紙「仕様書」に基づく「令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負」の請負先の適切な選定に資することを目的として、以下に規定する要領で作成した履行証明書の提出を求めるものである。

参加を希望する者は、本要領に沿って作成した履行証明書を必要部数、応募締切日までに提出しなければならない。

1. 参加希望者に求める義務

- (1) 令和7年9月12日付で公示された東京特別区・武三地区の運賃により関東運輸局の認可を得していること。（関東運輸局長が発行する認可書の写し等を提出すること）
- (2) 料金後払いチケットが使用できること（チケット乗車券が使用できる証明を提出すること）
- (3) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること（具体的に明記した資料を提出すること）
- (4) 乗務員に対する安全運転研修等を適切に行っていること（研修体制等具体的に明記した資料を提出すること）
- (5) 無線配車が可能であり、概ね15分以内に配車可能であること（具体的に明記した資料を提出すること）
- (6) 情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための体制が分かる資料

2. 履行証明書作成の様式等

(1) 様式

- ア 日本語で記載し目次及びページを付与すること（構造上付与されないページがあつてもよい）
- イ A4判縦書き、横書き、左とじ、を原則とする。図表については、A3判またはA4版横置き様式でも可とする。ただし、A3判の場合は二つ折り・方外折りとすること。
- ウ 作成部数は1部（電子媒体でも可とする。ただし、電子媒体で提出する場合は、参加希望者が用意したCD-R又はDVD-R記録するものとする。）。

(2) 留意事項

- ア 提出書類を評価する者（脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部）が特段の専門知識を有することなく、評価が可能なよう証明書を作成すること。
なお、提出された履行証明書について当機構が不備と判断した場合は、評価しない場合がある。
- イ 最低限必要な項目は次のとおりであり、履行証明書の記述にあたっては仕様書に提示した事項について十分配慮し、実績事例の列挙及び具体的な記述を行うこと。

(ア) 履行証明の主旨

(イ) 「参加希望者に求める義務」を満足することの証明

上記1の各項目に答えることとし、求めている資料等を必ず添付すること。

(ウ) 仕様書要件

仕様書の各項目に履行内容及び仕様充足の可否を記述して提出すること。

3. 本履行証明書作成要領についての照会先及び本履行証明書の提出先

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部

E-mail: KOB0-kikaku@gxa.go.jp

仕様書

1 件名

令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負

2 一般的適用事項

この仕様書は、仕様の大要を示すものであるから、この仕様書に記載されていないものでも、付帯的に実施しなければならないものについては、請負者は、脱炭素成長型経済構造移行推進機構企画・総務部と協議の上、実施するものとする。

3 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 請負内容

請負者は、自己が発行する一般乗用旅客自動車運送乗車券（以下「乗車券」という。）を所持する者に対し、請負者の一般乗用旅客自動車を計画的に配車する。

契約単価は、関東運輸局長認可運賃及び料金（以下「認可運賃等」という。）とする。

5 請負に当たっての諸条件

- (1) 令和7年9月12日付で公示された東京特別区・武三地区の運賃により関東運輸局の認可を取得していること。ただし、福祉タクシーのみの許可は除く。
- (2) 料金後払いチケット乗車券が使用できること
- (3) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (4) 乗務員に対する安全運転研修等を適切に行っていること
- (5) 無線配車が可能であり、概ね15分以内に配備可能であること
- (6) 情報セキュリティ対策を確実かつ継続的な実施体制を構築していること
- (7) 一法人につき、関東運輸局認可のタクシー所有台数が500台以上であること
- (8) 各タクシー会社から委任を受けている団体も対象とする。
- (9) 厳正なる審査を行い、上位企業（2社程度）との間で請負契約を締結する。ただし、同契約後のタクシー利用を確約するものではない。

6 料金後払いチケット乗車券の納入場所

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部

7 情報セキュリティ対策等

- (1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報（公の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当該情報を本契約以外の目的又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当機構に承認を得ること。
- (2) 請負者は、請負先において情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制を整備し、本調達に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。

8 その他

詳細については、脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部の指示によること。

(参考)

平成8年度タクシー供給業務請負契約

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、タクシー供給業務（以下「業務」という。）について、以下のとおり請負契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、自己が発行するタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を所持する者に対し、乙のタクシーを計画的に配車するものとし、甲は、その代価を乙に支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、関東運輸局長認可運賃及び料金（以下「認可料金」という。）とし、別紙のとおりとする。ただし、社会情勢の変化により認可料金が変更された場合においては、甲乙は契約単価を更改することができるものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（利用方法）

第5条 利用者は乗車券に所要事項を記入し、乗車の都度、乙の乗務員に交付し、タクシーを利用するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。また、甲は、乙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（再委託）

第7条 乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することは出来ないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託業者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなくてはならない。

（代価の請求及び支払）

第8条 乙は、各月経過後、第3条の規定により算出した雇上げ料金を、翌月10日前後までに甲に請求するものとする。ただし、3月分については4月10日までに甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払い請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第9条 甲は、前条第2項の規程による期間内に当該代金の支払いが完了しないときは、遅延日数に応じ、請求金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(甲の解除権)

第1 0条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除する

- (1) 正当な理由なく、この契約を履行しないとき又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人及び使用人に、この契約の履行についての不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申し立て、商法上の整理の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状況が著しく不健全と認められるとき。
- (4) 乙が、無能力者となり又は居所不明となったとき。

第1 1条 天災その他やむを得ない事由により、甲乙のいずれかがこの契約の解除を申し出たときは、第2条に定める期間内であっても解除することができる。

- 2 甲は、前条に定める場合を除くほか、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、甲は1ヶ月前に文書により乙に通知するものとする。

(違約金)

第1 2条 乙は、第10条の規定により、この契約の全部又は一部を解除された場合は、違約金として4月以降支払った金額の平均月額に未経過月数を乗じて得た額の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。なお、これに寄り難いときは、双方協議の上決定する。

- 2 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(損害賠償)

第1 3条 乙はその乗務員の責に帰すべき理由により交通事故等のため利用者、第三者又は物件に損害を与えた場合には、賠償責任を負うものとする。

- 2 前項の場合において、利用者が損害を与えられたときは、甲乙及び利用者の協議により当該賠償額を決定するものとする。
- 3 甲又は利用者が所持する乗車券の盗難又は紛失により生じた損害は、甲が負担するものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第1 4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第1 5条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第1 6条 乙は、契約後に下請負人等が第14条及び前条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が第14条及び前条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第1 7条 甲は、第14条、第15条及び第16条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第14条、第15条及び第16条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報 報告)

第1 8条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第1 9条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第4・5号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金（契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の5に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（守秘義務）

第20条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本請負契約の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、請負期間中はもとより、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発取得していたことを証明できる情報
- (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）
- 2 前項の有効期間は、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則として、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
- 4 乙は、履行後であっても第1項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から「情報の管理状況等の確認を求められた場合は速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 5 第7条に基づき委託業務の一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第21条 甲は乙に対し、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。
- 2 乙は個人情報の開示を受けた場合、この契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。
- (2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
- (3) 紙媒体 電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができるものとする。
- (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
- (6) 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、請負業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。
- 3 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、その職員に原則として実地検査により確認する。
- 4 第7条に基づき請負業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は再委託者に対し、第2項に定める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または甲自ら前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

(紛争の解決)

- 第22条 この契約について、甲乙が協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は、甲乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者の解決あっせんを求めるものとする。
- 2 前項の規定による解決のための一切の費用は、甲乙で平等に負担する。

(裁判所管轄)

- 第23条 この契約に関する訴えは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

- 第24条 甲乙は、本請負を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。
- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの第20条第1項から第2項及び第4項から第5項までに規定する事項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第20条第1項及び第3項から第5項までに規定する事項

(補則)

- 第25条 この契約書について疑義が生じたとき、又は契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
脱炭素成長型経済構造移行推進機構
理事長 筒井 義信